

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題	
				ひと	参加	情報	まち	もの			
1. 安全・安心な生活環境の整備	(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。	16	●	●		●			現行計画記載なし	
3. 防災、防犯等の推進	(3) 防犯対策の推進	平成28(2016)年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。	61	●				●		資料3-5中の③ 【課題】 防犯情報を提供する形として、如何に防犯活動に活かされる、または活かされやすい形で提供できているかが課題。	
		「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた国民運動を一層推進するとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、行政の関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進・運営の安定化や配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実を図る。	62	●							現行計画記載なし
	(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。	63	●							資料3-5中の③ 【評価】 消費生活関係機関の集まる連絡会議や消費生活相談員等のスキルアップ研修、啓発チラシの作成などに取り組んでおり、教育においては専門機関からの出前講座等を行っている。
		障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進する。	64	●				(●)			【課題】 様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関間での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。
		地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。	65	●		●					【課題】 様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関間での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。
		被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実を図る。	66	●	(●)						
常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、配慮を要する障害者などの振り込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。	67	●	(●)								
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2) 相談支援体制の構築	発達障害者支援センター等において、発達障害児者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。	88	●						料3-1中の① 【評価・課題】 相談体制等は整備されているが、困難事例の相談の増加や相談を受ける人材の不足、質の担保が課題。	
		高次脳機能障害児者への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた専門的な相談支援や都道府県及び市町村が障害者等への支援体制の整備を図るために設置する協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。	89	●							現行計画記載なし
		家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート等の障害者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。	93	●							療育勉強会をこども発達支援センターで開催し、親子の交流を図っている。
		発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。	94	●							現行計画記載なし
		「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた国民運動を一層推進するとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、行政の関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置進捗の安定化や配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実を図る。	95	●							現行計画記載なし

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
	(4) 障害のある子供に対する支援の充実	障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援を行う。	104	●						現行計画記載なし
		障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進する。	105	●						保育士等に対する研修は行っており、障害児の受け入れ数も障害福祉計画で策定しているが、保育所等訪問支援は事業所を未設置の市町がある。
		障害児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有するなど、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。	106	●						資料3-5中の③ 【評価】 様々な相談支援体制や窓口については、特別支援教育推進員や特別支援教育コーディネーターの配置等により概ね整備されている。就労など卒業後の暮らしにつながる教育も、関係機関と連携しながら実施されている。 【課題】 インクルーシブ教育が進む中で、一般校での相談の多様化や困難化が見受けられるとともに、教育支援計画等による教育的支援・指導の引き継ぎを受け取った高等学校の支援体制の更なる充実が必要。
		発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。	107	●						現行計画記載なし
		児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。さらに、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援を受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努める。	108	●						資料3-1中の② 【評価】 医療面ではある程度の支援体制は整いつつあるが、各市町に1カ所の設置が計画で定められている児童発達支援Cや重症心身障害児者を支援する事業所の地域偏在は解消されていない。 【課題】 地域における人材の不足と重度障害者をケアする際の設備等の経済的負担。
		障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。	109	●						
		児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機能を地域における中核的支援施設と位置付け、地域の事業所等との連携や、障害児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。	110	●						

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
	(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職について、その専門性や知見の有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。	125	●				●		資料3-1中の① 【評価】 制度的に定められている支援員の養成は、概ね出来ている。 【課題】 強度行動障害支援者や発達障害サポーター研修等は受講希望が多い。
6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する。加えて、学校においては子供の心の変化に気付くための取組の促進、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては保健所、精神保健福祉センターで心の健康相談を行う。また、精神疾患の予防と早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげる。	133	●				●		現行計画記載なし
	(4) 保健・医療を支える人材の育成・確保	発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。	155	●						現行計画記載なし
9. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進	障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別的教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等(以下「全ての学校」という。)に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。こうした取組を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の整備を推進する。	208	●						資料3-2中の① 【評価】 授業のユニバーサル化や系統的なキャリア教育・就労支援については、研究成果をまとめたハンドブック等を各校に配置するとともに、高校での要支援生徒への支援の推進やICTを活用した指導方法についてもモデル校などを決め、その結果を共有することで施策の推進を図っている。 【課題】 小中学校の通級指導担当教員は、年々配置数を増やしているが基礎定数化などの制度面での遅滞がある。また、高校内への特別支援学校分教室の設置については、そこで行われる職業自立や社会参加等の教育内容の展開も含めて検討を続けている。
		あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講ずるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。	209	●						
		障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行う。	210	●						
		校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促す。	211	●						資料3-2中の② 【評価】 研修等を踏まえた教職員の質の向上などについては、継続的な取組を行っており、好事例やノウハウの蓄積についてもリーフレットの配布などによるモデル校の成果を共有している。

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		各学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知する。	212	●						【課題】 研修等を終えた人材の有効活用やノウハウの浸透については課題が残る。また、企業等が参画した授業検討会などは学校間で取組状況に差異がある。
		医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケアのための看護師の配置やこれらの幼児児童生徒への支援体制の整備に向けた調査研究等の施策の充実に努める。	213	●						現行計画記載なし
		障害のある生徒の後期中等教育への就学を促進するため、入学試験の実施に際して、ICTの活用など、個別のニーズに応じた配慮の充実に努める。	214	●		●				現行計画記載なし
		平成29(2017)年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の改正により、小・中学校における通級による指導を担当する教師に係る定数が基礎定数化されたことや、高等学校においても通級による指導が行えるようになったことを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努める。	215	●						現行計画記載なし
		障害のある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実に努める。	216	●						実践的段階的な作業学習を行うための指導の手引き(3部門)を作成しているが、更なる部門拡充が求められる。
		早期のうちに障害に気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実に努める。	217	●						資料3-2中の② 【評価】 様々な相談支援体制や窓口については、特別支援教育推進員や特別支援教育コーディネーターの配置等により概ね整備されている。就労など卒業後の暮らしにつながる教育も、関係機関と連携しながら実施されている。
		障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。	218	●						【課題】 インクルーシブ教育が進む中で、一般校での相談の多様化や困難化が見受けられるとともに、教育支援計画等による教育的支援・指導の引き継ぎを受け取った高等学校の支援体制の更なる充実が必要。
	(2) 教育環境の整備	障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む全ての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。	219	●						全ての公立学校園に伝達研修を行ったが、各教科等における学習上の困難に応じた配慮等に関する研修が必要。
		幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備や地域における障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実する。	220	●						特別支援学校ネットワーク連絡会議を開き、ネットワークの核としての役割を担っている

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性に鑑み、各地方公共団体における特別支援教育支援員の配置の促進を図る。	221	●						現行計画記載なし
		障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等の円滑な制作・供給やコミュニケーションに関するICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。	222	●						モデル校を指定し、調査研究を進めその結果発表を行い周知に努めている。
		学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。	223	●				●		資料3-2中の③【評価】施設整備等については、整備計画に基づき行っている。
		障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実に努めるとともに、各地域における教育と福祉部局との連携を促す。	224	●						障害福祉計画にて、各市町における教育と福祉の協議の場を設けることを活動指標として設定。
		特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教師については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進を含め、専門性向上のための施策を進める。	225	●						免許保有率の向上を図り取り組んでいる途上。
	(3) 高等教育における障害学生支援の推進	大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。	226	●						現行計画記載なし
		障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。	227	●						現行計画記載なし
		障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。	228	●						現行計画記載なし
		障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。	229	●						現行計画記載なし
		障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。	230	●						現行計画記載なし
		大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。	231	●			●			現行計画記載なし
		障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。	232	●						現行計画記載なし
		大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。	233	●				●		現行計画記載なし
	(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。	234	●						文化・芸術、スポーツ等の諸活動を推進

第4次障害者基本計画項目のユニバーサル総合指針上の分類表

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。	235	●						現行計画記載なし
		公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。	237	●		●				現行計画記載なし
		障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。	238	●	●					現行計画記載なし
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	特別支援学校において、一流の文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、芸術家の派遣により、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図る。	239	●	●					アウトリーチ活動等を通じ、鑑賞機会を提供
11. 国際社会での協力・連携の推進	(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等	「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)に基づき、開発協力の実施に当たっては、相手国の実情やニーズを踏まえるとともに、障害者を含む社会的弱者に特に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた努力を行い、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層推進する。	255	●						現行計画記載なし
		障害分野における国際協力の実施に当たっては、支援の提供と受入れの両面における障害者の一層の参画を得るように努める。	257	●						
	(4) 障害者の国際交流等の推進	障害者団体等による国際交流や障害分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援する。また、開発途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOと連携を図るとともに、当該NGOの事業に対する支援を行う。	258	●						現行計画記載なし